

審査基準

令和4年3月3日作成

法令名	古物営業法
根拠条項	第3条
処分の概要	古物商の許可
原権者(委任先)	三重県公安委員会
法令の定め	古物営業法第4条(許可の基準) 第5条第1項(許可の手續) 古物営業法施行規則第1条の3(許可の申請) 第2条(古物の区分)
審査基準	古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間	40日
申請先	主たる営業所等の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課(電話 059-222-0110)又は警察署生活安全課
備考	「主たる営業所等」とは、主たる営業所又は営業所のない者は、住所又は居所をいう。